

議 事 の 経 過	
発言者	発 言 の 要 旨
事務局	<p>只今から令和4年第1回留寿都村農業委員会総会を開会致します。直ちに会議に入ります。本日の出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、総会を開会いたします。開会に当たりまして、仁司会長よりご挨拶をお願いします。</p>
議 長	<p>(挨拶)</p> <p>日程1、議事録署名委員の指名については、会議規則第9条の規定に基づき3番合田委員、4番神山委員を指名します。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、決定いたします。</p> <p>日程2、会期の決定については本日1日限りとしたいが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定します。</p> <p>日程3、議案第1号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号につきましては、農地等に係る意見価格についてとなっております。議案の3頁をご覧ください。</p> <p>本件は、毎年税務署より求められている地価事情精通者の意見価格についてであります。</p> <p>評定基準日については、令和4年1月1日時点となっております。</p> <p>所在・位置につきましては、昨年度と同じ場所になります。村内3か所、田、畑、山林から抽出されています。</p> <p>位置図につきましては、4頁から6頁のとおりです。</p> <p>それでは、番号順に説明いたします。再度議案の3頁をご覧ください。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、質疑を受けいたします。ございませんか。</p> <p>なければ、議案第1号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程4、議案第2号について事務局からの説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第2号は合意解約の案件となっております。議案の8頁をご覧ください。No.1について説明いたします。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。質疑をお受けいたします。No.1について質疑はございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>なければ、議案第2号について原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程5、議案第3号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号については、農地法第3条に基づく贈与が1件となっております。議案の11頁をご覧ください。No.1について説明いたします。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。No.1について地区担当委員から補足があればお願いします。</p>
今井委員	<p>特にありません。</p>
議長	<p>それではNo.1について質疑をお受けいたします。ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします。議案第3号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>それでは、議案第3号を原案どおり決定といたします。</p> <p>続きまして、日程6、議案第4号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号につきましては、農用地利用集積計画案の決定についてとなっております、所有権移転の案件が1件となっております。</p> <p>議案については、13頁から18頁、また別添配布資料の2頁には案件に係る調査書を載せておりますので、併せてご覧ください。</p> <p>それでは議案17頁をご覧ください。No.1の案件について説明いたします。</p> <p>(読み上げにより説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>担当委員より補足説明がありましたらお願いします。</p>
合田委員	<p>農地の下にある山林についても購入することとなりました。</p>
議長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。</p>

	<p>(なしの声)</p> <p>それではお諮りします、議案第4号について、原案どおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、議案第4号を原案どおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程7、協議第1号について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>協議第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく留寿都村農業経営基盤強化促進基本構想（案）に係る意見聴取となっております。これは、基本構想の見直しを行う際に、農業委員会の意見を聴取する必要があることから、見直し内容についてご説明し、本日、ご意見を伺いたいと考えております。</p> <p>それでは、議案の20頁をご覧ください。農業経営基盤強化促進基本構想要約調書という形で、見直し内容について大きく分けて二つ載せております。</p> <p>1つ目は、市町村の基本構想は北海道の農業経営基盤強化促進基本方針に基づき策定しているのですが、道の基本方針に労働力不足への対応の取組が記載されたことから、本村の基本構想にも同取組を記載するものであります。該当箇所は議案の25頁のカタカナのエの部分となっております。</p> <p>再度議案の20頁をご覧ください。</p> <p>2つ目は農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に一本化されたことに伴い、基本構想内の農地利用集積円滑化事業に係る記載を削除したものであります。</p> <p>なお、農地利用集積円滑化事業とは、農地の所有者から農地利用集積円滑化団体（市町村、農協、公社等）が委任を受け、農地を賃貸や売買する事業となっておりますが、本村では農業委員会の利用調整がこの役割を果たしていることから、当該事業の実績はありません。</p> <p>他の見直し箇所については、前回の見直しが平成29年3月であり、道の新しい基本方針や現在の情勢に沿うよう体裁を整えたものでありますので、後ほどご確認いただければと思います。見直し箇所については議案21頁から議案56頁の基本構想案に朱書きで記載しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。このことについてご意見等ありましたらお受けいたします。ありませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは協議第1号についての意見聴取を終わります。</p>

	<p>続きまして、日程8、決議第1号について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>決議第1号につきましては、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議となっております。議案の58頁をご覧ください。</p> <p>本件につきましては、令和元年度に連続して発生した農業委員の不祥事を受け、全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議」が実施され、当該決議の趣旨に則り、留寿都村農業委員会においても申し合わせ決議を実施するところです。</p> <p>申し合わせ事項としては、1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。となっております。</p> <p>なお、1の議事参与の制限とは、農業委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参加できないという趣旨の規定であります。また議事録については、事務局にて定期的に村のホームページに掲載しております。</p> <p>委員各位においては当該事項を遵守の上職務にあたっていただきたく、決議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>この件に関しまして、質疑をお受けいたします。ございませんか。 (なしの声)</p> <p>決議第1号について、原案どおり決定してよろしいか。 (「異議なし」の声)</p> <p>それでは原案どおり決定いたします。</p> <p>本日、予定した案件は全て終了いたしました。皆さんから何がございませんか。(特になしの声)</p> <p>それでは、事務局から諸般の報告を願います</p>
事務局	<p>諸般の報告をいたします。 (資料を基に報告)</p>
議長	<p>その他、なければ以上をもちまして、令和4年第1回留寿都村農業委員会総会を終了いたします。</p>

	<p>以上、議事録をもって顛末とする。</p>
--	-------------------------

	<p>閉　　　　会　　　　午後 2 時 4 分</p>
--	-----------------------------